

## 【商品概要説明書】

### 利付国庫債券

商品名	利付国庫債券
販売対象	法人および個人のお客さま
期間	< 中期利付国庫債券 > 期間 2 年、5 年 < 長期利付国庫債券 > 期間 10 年
購入方法 (1)購入金額 (2)購入単位 (3)購入価格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 額面 5 万円以上</li> <li>・ 額面 5 万円単位</li> <li>・ 利付国庫債券の価格は、額面 100 円当たりの単価で表示します。</li> </ul>
償還方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 額面金額は償還日に一括償還となります。</li> <li>・ 償還金額は、ご指定の預金口座に振り込みます。 ( 償還日が休業日の場合は翌営業日となります。 )</li> </ul>
利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)非課税制度 (5)利回り (6)利回り計算式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利付国庫債券の利率（クーポン）は償還日まで適用する固定金利です。</li> <li>・ 償還日には額面金額で一括償還となるため、償還日まで保有すれば確定利回りとなります。</li> <li>・ 年 2 回（半年ごと）の利払日に、ご指定の預金口座に振り込みます。 ( 利払日が銀行休業日の場合は翌営業日となります。 )</li> </ul> <p>&lt; 半年毎の利子額 &gt;  額面金額 × 利率 (%) ÷ 2 × 0.79685 ÷ 100 = 税引後利子額【個人のお客さま】  額面金額 × 利率 (%) ÷ 2 × 0.84685 ÷ 100 = 税引後利子額【法人のお客さま】  発行日または受渡日から利払日までの期間が 6 ヶ月に満たない場合には調整のため経過利子が発生します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定の条件を満たしている方はマル優・マル特の非課税制度が利用できます。</li> </ul> <p>&lt; 最終利回り &gt; 債券を購入して、償還日まで保有した場合  &lt; 所有期間利回り &gt; 新発債あるいは既発債を購入して、償還日前に売却した場合</p> $\text{最終利回り} = \frac{\text{利率} + \frac{(\text{償還価格} - \text{購入価格})}{\text{残存期間(年)}}}{\text{購入価格}} \times 100 (\%)$ $\text{所有期間利回り} = \frac{\text{利率} + \frac{(\text{売却価格} - \text{購入価格})}{\text{所有期間(年)}}}{\text{購入価格}} \times 100 (\%)$

中途換金 (売却)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還前に換金する場合、その時点の債券市場の価格に基づいて価格を決定し、当行が買取します。</li> <li>・債券の価格は、発行者の信用状況、発行者に対する外部評価の変化、金利変動等により日々上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。</li> <li>・利子支払期日の10営業日前から利子支払期日の前営業日までの間は、中途換金の約定はできません。</li> <li>・売却代金は、約定日から起算して4営業日目にご指定の預金口座に振り込みます。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共債を募集等により、または当行との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。</li> <li>・口座管理手数料は無料です。</li> </ul>
本商品に関する課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利子は受取時に20.315% (法人の場合15.315%)分の税金が差し引かれます。(平成25年1月1日から平成49年12月31日までに受け取る利子については、復興特別所得税が追加課税され、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。)</li> <li>・売却・償還により生じた利益は申告分離課税の対象となります。なお、売却・償還により売却損・償還差損が発生した場合、他の上場株式等の売却益や配当等と損益通算できます。</li> <li>・一定の条件を満たしている方は、マル優・マル特の非課税制度がご利用できます。</li> <li>・くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。</li> </ul>
リスクに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債券の価格は、発行者の信用状況、発行者に対する外部評価の変化、金利変動等により日々上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。</li> <li>・金利の変動等による債券価格の下落により、償還前に売却する場合には投資元本を割り込むことがあります。</li> <li>・発行体である日本国政府の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。</li> <li>・利付国庫債券は預金ではなく預金保険の対象外です。</li> <li>・広島銀行で販売する利付国庫債券は、投資者保護基金の対象ではありません。</li> <li>・いったん約定が成立したお取引引きは、取り消しや内容の変更はできません。</li> <li>・利付国庫債券をご購入の際は、契約締結前交付書面の内容をよくお読みください。</li> </ul>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銘柄ごとの在庫には限りがありますので、売り切れる場合があります。</li> </ul>
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	<p>一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用</p> <p>全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570 - 017109 または 03 - 5252 - 3772</p> <p>証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120 - 64 - 5005</p>

お客さまが暴力団員、暴力団関係者、および総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められる場合は、申込を受付することはできません。

お取引にあたっては、総合的な判断に基づき、申込を受付できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

販売会社の名称	株式会社 広島銀行
登録番号	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

(1512 広告審査済)